

水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）に対する意見募集の実施結果について（案）

平成31年〇月〇日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

アクリナトリン、ジフルベンズロン、タウフルバリネート（フルバリネート）、プロベナゾール、クロロタロニル（TPN）、シクロピリモレート、ジベレリン、テトラニリプロール、テブフェンピラド、フルピリミン

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

平成30年12月7日（金）～平成31年1月5日（土）

(4) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出者数

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ・封書によるもの | 0通 |
| ・ファクシミリによるもの | 0通 |
| ・電子メールによるもの | 2通（うち1通は本意見募集とは関係のないもの） |

(2) 意見ののべ総数 1件（1通）

※提出された御意見のうち本意見募集とは関係のないものは含めていません。

(3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>基準値設定に当たっては個別の農薬について環境への影響を評価されていますが、単体の影響を見ているだけです。</p> <p>現在、使用が許されている農薬や化学肥料は数多くありますが、その複合影響は確認されているのでしょうか？複合的影響は短期的なものだけでなく長期的影響も見べきと考えています。</p> <p>その確認・評価ができないなら、農薬の使用は一切認められるべきでないと強く思います。</p> <p>本来自然界に存在しない農薬等を撒き散らすことによる環境への複合影響はやがて人間にも悪影響を及ぼすことは貴省でも十分把握されていることと存じます。</p> <p>現在認められている全ての農薬、肥料を組み合わせると環境へに影響がないと断言できるまで全て禁止にすべきと考えています。</p>	<p>複合影響については、現段階では国際的に評価手法は確立されておらず、基礎的な検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p>